

(仮称) 育ちあいの家おなりにおける利用定員の協議について

1 趣旨

平成 27 年度から施行された子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法や児童福祉法等に基づく認可等を受けている施設・事業者が新制度における財政支援（給付）の対象となるための「確認」を行う手続きが子ども・子育て支援法第 43 条第 1 項に定められている。

この「確認」の手続きは、施設・事業者が各種基準を満たすかどうかを確認するのに加え、市町村が「利用定員」を定めたうえで行うが、「利用定員」を定める際には、子ども・子育て会議において意見聴取することが、子ども・子育て支援法第 43 条第 3 項に定められており、今回、令和元年 10 月 1 日から開所する施設に係る「利用定員」について協議を行うもの。

2 対象

(1) 育ちあいの家おなり (家庭的保育事業)

ア 事業者情報

- ・事業者：鎌倉育ちあいの家
- ・代表：西野 奈津子
- ・事業者所在地：鎌倉市御成町6番15号

イ 施設情報

- ・施設長：木村 真里奈
- ・所在地：鎌倉市御成町 6 番 15 号
- ・開所予定日：令和元年 10 月 1 日
- ・認可定員 5 人（0 歳児～2 歳児：5 人）

ウ 利用定員

認可定員と同数の 5 人定員を設定

